幼稚園保育料は、月額28,000円まで無償になります。

※ 満３歳についても、同様に無償になります。

＊ 申請が必要です！ ＊

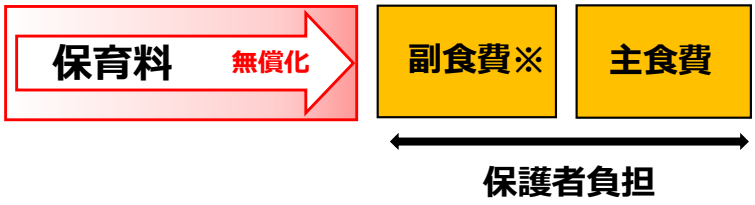
○ 幼稚園保育料は月額28,000円まで無償になります。

保育料が月額25,700円未満の場合は、入園料についても一定金額まで無償になります。

※　必ず入園日以前までに申請してください。

○ 通園バス費、給食実施園の主食費・副食費（おかず代など）、教材費などは保護者負担となります。

参考：給食実施園の場合



※ 次のとおり副食費の給付が受けられる場合があります。
年収360万円未満相当世帯…幼稚園に通う全ての子どもの副食費が対象
年収360万円以上相当世帯…小学校３年生までの子どもが3人以上いる場合は、3人目以降の副食費が対象
（２人目までは全額必要）

無償化に必要な申請書は、各幼稚園にあります。
また、申請書は各幼稚園へ提出してください。

○在園以外の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などは、保護者負担となります。

預かり保育料について（実費で利用できますが、無償化の対象になるには申請が必要です。）

満3歳のうち、住民税課税世帯は、保育の必要性の有無にかかわらず、預かり保育料は無償になりません。
※ 満3歳…3歳になったこども

○ 月48時間以上の就労などにより、申請のうえ**「保育の必要性の認定」**を受けられた場合は、預かり保育料が無償になります（月額上限あり※）。
※ 預かり保育の利用日数×490円と12,300円（満3歳児の非課税世帯は17,700円）を比較して小さい額

○ 保育を必要とする要件は、就労のほか、就学、産前産後、病気・障がいなどがあります。
詳しくは、**「無償化の認定手続について」**をご覧ください。

○ **「保育の必要性の認定」は、預かり保育の利用を約束するものではありません。**
預かり保育の申込みは、各幼稚園に行ってください。

○ 預かり保育料は、領収書原本を添付し、月単位で申請してください。審査後に、指定の口座に対象金額を振り込みます。

※「無償化の認定手続について」は、各幼稚園にあります。

問合せ先：福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課　　TEL:084-928-1140